慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	労働から生存へ (1) : 中国における社会権の構造転換
Sub Title	From labor to subsistence : the transformation of the structure of social rights in China (1)
Author	馬, 東毓(Ma, Dong-Yu)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2025
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.147 (2025. 12) ,p.317- 350
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20251215-0317

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働から生存へ（1）
――中国における社会権の構造転換――

馬　　東　毓

一　はじめに
二　歴代憲法と社会権規範
　㈠　基盤形成：中国憲法の方向づけ
　㈡　「1975年憲法」・「1978年憲法」：社会権規範の変容
　㈢　「1982年憲法」：社会権規範の変化と定型
　㈣　小　括
三　労働ナラティブと労働権地位の動揺
　㈠　労働の機能変容：政治的動員から生存支持へ
　㈡　労働の中心地位とその動揺
　㈢　労働権を中心とした理解とその動揺
　㈣　小　括

（以上、本号）

四　生存権を通じた生存ナラティブの構築
　㈠　生存ナラティブの形成・確立
　㈡　対外戦略としての生存権の登場
　㈢　生存権の二側面
　㈣　生存権の対内的展開と接合
　㈤　小　括
五　生存ナラティブにおける社会権中核の転換
　㈠　社会権と中国憲法の接合
　㈡　物質的援助を受ける権利・社会保障を中核とする社会権
　㈢　小　括
六　むすびにかえて

（以上、148号）

一　はじめに

社会権とは何か――この問いに対する明確かつ共通の定義はいまだ確立されていないが、一般的には、労働権、教育を受ける権利、社会保障の権利など、いわゆる生存や福祉に関わる一連の権利群を指すとされる。（なお、本稿で用いる「労働権」は、いずれも「勤労権」の意味として理解する。）これらの権利の関係性をどう捉えるかについても、国や制度によって立場が異なる。

たとえば、日本では、通説上、生存権は「社会権の中で原則的な規定である」[1]と位置付けられている。他方、労働者を中心とする集団的権利・自由に対しては国家の介入を補助的な機能にとどめるが、労働者を中心とする個人の権利・自由に対しては国家の積極的給付義務を強調する[2]、いわゆる、「下からの社会権」論も存在する。社会権理解の多様性が見られる。

では、中国において社会権はどのような構造をもって形成されてきたの

---

1)　原文は芦部信喜『憲法（第 8 版）』（岩波書店、2023年）291頁を参照。この見解は、我妻栄が最初に提起したものである。我妻は、日本国憲法により保障される基本的人権には、「自由権的基本権」と「生存権的基本権」とに分類する。後者の下には、第25条の生存権、第26条の教育権、第27条の勤労権、第28条の労働基本権が含まれる（以下を参照。我妻栄「基本的人権」1946年、『民法研究VIII』（有斐閣、2001年）所収、79頁以下。我妻栄「新憲法と基本的人権」1948年、『民法研究VIII』（有斐閣、2001年）所収、206頁）。

　また、我妻栄は、「生存権的基本的人権」の保障と「生存」そのものの保障と誤解しないよう、この呼称を「社会権的基本的人権」に改めている。その上で、基本的人権は「自由権的基本的人権」と「社会権的基本的人権」とに分類される。後者は社会国家的人権宣言の理念に基づくものであり、その当然の帰結として、生存権を中核とする基本的人権が宣言されるようになったと論じている（以下を参照。我妻栄『法学概論〈法律学全集 2〉』（有斐閣 1974年 6 月初版［2001年12月オンデマンド対応（初版第17刷）］）81頁、86頁、87頁）。

2)　中村睦男『社会権法理の形成』（有斐閣、1973年 3 月）295頁。

か。新中国は建国以来、「労働」というナラティブの下で、「労働」および「労働権」を中核とした社会および社会権の構造を徐々に構築してきた。しかし、改革開放の進展に伴い、社会矛盾が次第に顕在化したことと既存制度の限界の露呈を背景として、「生存」の問題が浮上し、「労働」ナラティブは次第に「生存」ナラティブへと転換していった。この「生存」ナラティブの下で、「生存権」という概念が提出され、中国国内の文脈に定着するに伴い、「物質的援助を受ける権利」や「社会保障」の展開とも結びついた。これにより、「労働」・「労働権」を中核とした従来の社会権構造から脱却し、新たな中核を形成するに至った。もっとも、ここで言う「生存権」は、日本の文脈での「憲法上の権利」としての理解とは異なり、中国では政治的・政策的・法的といった多層的な意味を有している。

本稿では、「労働から生存へのナラティブ転換」を核心的な手がかりとして、「生存権」がその転換過程において果たした機能と位置づけを明らかにすることで、中国における社会権構造の転換過程を検討することを目的とする。これにより、本研究は、今後の社会権研究に向けた理論的な足がかりを築くことを目的としており、その点において意義を有する。

そのために、本稿は以下の構成で検討を進める。まず第二章では、新中国成立以降の歴代憲法における社会権規範とその変容を歴史的に辿り、中国憲法とそこにおける社会権規範の全体像を把握する。次に第三章では、労働ナラティブの形成と確立によって、「労働」および「労働権」がいかに中核として確立されたのかを分析する。そして、社会変容の中で「生存」ナラティブがいかに興起したのかをも検討する。また、第四章では、「生存」ナラティブの下、「生存権」は、当初、対外的な政治宣言として登場した後、国内の政策および法的な文脈においていかに内在化していったのかを明らかにする。最後に第五章では、以上の分析を踏まえ、社会権の中核が「労働権」から「物質的援助を受ける権利」・「社会保障」へといかに再構築されたのかを論じる。

二　歴代憲法と社会権規範

中国における社会権規範は、憲法の重要な構成要素として、その制定および改正の過程を通じて徐々に形成され、発展を遂げてきた。中国憲法の内容や価値目標、およびその制定と変遷の背景は、社会権規範の成立と変容に大きな影響を与えてきた。同時に、社会権規範そのものもまた、中国憲法の志向する発展路線や統治理念を体現してきたといえる。したがって、中国憲法における社会権規範を考察するにあたっては、個々の条文変化の表層的な分析にとどまらず、中国憲法そのものに立ち返り、その変遷過程とその政治的、経済的および社会的な文脈を総合的に踏まえて検討することが不可欠である。そうすることで初めて、中国憲法における社会権規範の内実とその制度的展開を正確に理解することが可能となる。

㈠　基盤形成：中国憲法の方向づけ

1　『共同綱領』：労働者階級の優位

新中国[3]における最初の「憲法」は1949年に制定された「中国人民政治協商会議共同綱領」（以下「共同綱領」という）である[4]。この「共同綱領」は、新国家建設という社会的背景と呼応しつつ、国家の建設に関わる各分野に関する政策的な内容を大枠で規定するものであった。中でも、社会権に関する規定には、国家義務を中心に据え、労働者階級の権益保護を重視する

3）「新中国」という訳語については、文正邦 他著・野沢秀樹 訳『共和国憲政歴程――現代中国憲法史の視点から――』（河南人民出版社、創英社/三省堂書店、1994年 2 月）第 2 頁を参照。

4）　中国における正式な憲法は、1954年、1975年、1978年および1982年の数年度にわたって制定されていた。他方、「共同綱領」は「臨時憲法」としての役割を果たしたと広く理解されており、中国憲法を検討する際には「共同綱領」をも対象とするのが通例である。本稿においても、同様の立場を取る。日本でも「共同綱領」の性格についての検討が存在する。例えば、以下を参照。土岐茂「共同綱領の憲法的性格――中国憲法史の側面からの考察」早稲田法学会誌第三十四巻（1983）31-59頁。

という基本的な方向性が見られる。

「共同綱領」が制定された時、中国は特別な歴史的時期にあり、中国共産党は国民党との戦争（いわゆる「解放戦争」）を終えたばかりであった。そのような状況の中で、中国共産党および民主諸党が直面していた課題は「新国家の建立と建設」であった。そのため、「共同綱領」は「新国家の建設」という機能[5]を果たすことが期待された。まさに、その期待に基づいて「共同綱領」の性格や内容およびその機能が方向づけられるに至ったのである。

「共同綱領」は「臨時憲法」および「建国綱領」という二重の性格を持つ根本法とされている[6]。これにより、「共同綱領」の内容および構造には、二つの特徴が見られる。第一に、労働者階級の指導的地位が明確に規定されている。第二に、「共同綱領」は公民の権利についての規定を有するものの、それ以上に国家建設に関する条文が多く含まれている。ここに「共同綱領」の政策的方向性の特徴が表れていると言える。続けて、構成の特徴を概観する。「共同綱領」は、「序言」と「総綱」「政権機関」「軍事制度」「経済政策」「文化教育政策」「民族政策」「外交政策」の全 7 部分から成り立っている。このような構成は、新中国が建国された初期における政権体制の確立を目的としており[7]、規範の重心は国家に関する事項に置かれている。それに対して、人々の生活や生存に関する内容は限定的であり、中でも、社会権に関する内容は国家責務の形で規定されている。加えて、労働、教育および文化に関しても大まかな規定にとどまっている。特に、第32条（国家は）「逐次に労働保険制度を実行する。」[8]や第47条「教育の普及」などが代表的な例である。これらの社会権関連条文は、国家義務を中心とする規範的な構成を特徴とし、国家が社会構成員、特に労

5） 竹花光範『中国憲法論序説』（成文堂、1991年）31頁。
6） 董和平　編『中国憲法学』（中国政法大学出版社、2002年 9 月第 1 版）58頁。韓大元『1954年憲法制定過程』（法律出版社、2014年 9 月）52頁。
7） 韓大元（2014）・前掲注 6 ）、52頁。
8） 土屋英雄『現代中国の憲法集―解説と全訳、関係法令一覧、年表』（尚学社、初版第一刷、2005年 3 月10日）15頁。

働者階級を保護するという方向性を明確に示しており、**労働者の地位の重要性と優先性**を反映していると言える。

2　「1954年憲法」：社会主義憲法・社会権規範の仕組み

1954年に制定された『中華人民共和国憲法』（以下「1954年憲法」という）は新中国における最初の正式な憲法である。この憲法により、**中国憲法の社会主義的性格**が明確にされる。それとともに、内容面では、**労働者階級の指導的地位が改めて確認された上で、中国憲法の基本的な規範構造の枠組みが定められ、社会権の基本的構成が示される。**その中で、憲法規範というレベルで、労働権を中核とする社会権体系が形成された。

（1）当時の国内外の情勢を踏まえると、中国が「1954年憲法」を制定することは、必要性とその可能性を備えていたといえる。第一に、その必要性について、国内においては、1949年に新中国が成立してから1956年頃にかけての「過渡期」を経て、国民経済は徐々に回復・発展し、社会主義工業化および社会主義改造も初期的成果を挙げていた。この間、中国は事実上、計画経済体制[9]に入り、社会主義の道[10]を歩み始めていた。こう

9）「計画経済体制」とは、人類が意識的かつ自覚的に、社会全体の範囲において国民経済活動を統制・管理・配置することを特徴とする経済体制である。その前提には、社会全体における直接的な社会化された大規模生産と、生産手段の完全な社会的所有がある。その基本的な内実および特徴は、社会的労働の比率に応じた分配、計画にもとづく社会経済の発展、ならびに生産物の直接的な分配にある。（『中国大百科全書』第三版網絡版を参照。https://www.zgbk.com/ecph/words?SiteID=1&ID=180674&Type=bkzyb&SubID=133916）（最終閲覧日：2025年 8 月13日。以下、本稿で引用したウエブサイトの最終閲覧日も同様。）

10）社会主義の道について、劉少奇は1954年に発表された『関于中華人民共和国憲法草案的報告』の中で、次のように述べている。「中国の進路は何か？　資本主義なのか、それとも社会主義なのか？　この問いに対して、この五年間に中国で起こった巨大な変化が生き生きとした答えを与えている。五年間の生活は十分に証明していた。現在の複雑な経済構造を有する社会から、単一の社会主義的経済構造を有する社会、すなわち現在の新民主主義から社会主義社会へと移行することこそが、われわれが進むべき唯一にして正しい道である。」（劉少奇『劉少奇選集（下巻）』（北京：人民出版社、1985年12月）142頁）。

した社会主義の道を明確かつ確固たるものとするためには、その道筋と目標を法的な形式によって確定させる必要があった[11]。その一方で、当時の国際社会においても、世界各国において憲法の機能および地位が広く認識されており、いかなる政権もその正当性および合法性を確認する手段として、憲法を公布していた。したがって、中国にとっても憲法の制定は自国の社会主義国家としてのアイデンティティおよび制度的正当性を内外に示すための重要な手段であった。

続けて、可能性について、当時の中国は政治、経済および文化の各方面において一定の発展を遂げており、憲法制定のための条件が整いつつあった。また、資本主義と社会主義の対立という国際的背景の中で、中国はソ連をはじめとする社会主義諸国からの政治的支援を受けており、これら社会主義諸国の憲法実践は中国にとって貴重なガイドラインを提供した。実際に、「1954年憲法」の制定は、主に社会主義国家憲法の経験と成果の枠組みを参照して[12]進められた[13]。とりわけ、1936年ソビエト連邦憲法がその主要なモデルとして挙げられる[14]。

(2)「1954年憲法」は、その内容において、社会主義憲法の基本的な特徴をほぼ全面的に反映している。その一方で、「共同綱領」を継承し、労働者階級の指導的地位および国家建設におけるその中心的役割を再確認している。すなわち、中国は「労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした」[15]国家であることが明示されていた。他方、社会権に関する規定につ

11) 韓大元（2014）・前掲注 6)、53頁。
12) 韓大元（2014）・前掲注 6)、62頁。
13) 例えば、毛沢東主席が指導した「憲法起草小組の作業計画」においては、1936年ソビエト連邦憲法、1918年ソビエト憲法、1946年フランス憲法、ルーマニア、ポーランド、ドイツ、チェコなどの憲法、1913年の天壇憲法草案（中華民国憲法草案）、1923年の曹錕憲法（中華民国憲法）、1946年の蔣介石憲法（中華民国憲法）などが、参照すべき対象として挙げられていた（韓大元（2014）・前掲注 6)、84頁)。
14) 蔡定劍「関于前蘇聯法対中国法制建設的影響――建国以来法学界重大事件研究（22)」『法学』1999年 3 号 2 頁。
15) 土屋英雄（2005年）・前掲注 8)、27頁。

いては、「1954年憲法」は「共同綱領」と比較して著しい拡充がなされ、複数の具体的条項が新たに設けられると同時に、社会権の基本構造が整備された。具体的には、公民の労働権の確認、労働者の休息権および物質的援助を受ける権利の規定、公民の教育を受ける権利の明記、さらには教育・社会保険等の分野における国家義務の明確化などが挙げられる[16)]。

これらの規定は、国家の積極的関与を前提とする社会権の性格を明確に示しており、社会権の構成的枠組みの土台を形成するとともに、労働権がその中核的位置を占めていることを示唆している。

（3）これらの具体的な社会権の条文には、いくつかの独自の特徴が見られる。第一に、**「労働者」を前提とする構造が想定されている。**すなわち、公民はまず「労働の権利」を有し、その上で、労働者であることによって初めて他の権利が認められる形となっている。たとえば、公民は「労働の権利」および「教育を受ける権利」を有するとされている一方で、「休息権」および「物質的援助を受ける権利」の主体は「労働者」に限定されている。すなわち、労働者となってはじめてこれらの権利を享受できるという仕組みである。第二に、これらの条文は、ほとんどが「権利＋義

16）「1954年憲法」における社会権規範について、具体的な条文は以下のとおりである。

第91条 中華人民共和国の公民は、労働の権利を有する。国家は、国民経済の計画的発展を通して、労働就業を逐次に拡大し、労働条件と賃金待遇を改善し、公民がこれらの権利を享受するのを保証する（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、40頁）。

第92条 中華人民共和国の勤労者は、休息の権利を有する。国家は労働者・職員の労働時間と休暇制度を規定し、勤労者の休息と休養の物質的条件を逐次に拡充して、勤労者がこれらの権利を享受するのを保証する（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、40頁）。

第93条 中華人民共和国の勤労者は、老齢、疾病または労働能力喪失の場合には、物質的援助をうける権利を有する。国家は社会保険、社会救済、公衆衛生の事業を起こし、かつこれらの施設を逐次に拡大して、勤労者がこれらの権利を享受するのを保証する（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、40-41頁）。

第94条 中華人民共和国の公民は、教育を受ける権利を有する。国家は、各種の学校およびその他の文化教育機関を設立しかつ逐次に拡大して、公民がこれらの権利を享受するのを保証する（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、41頁）。

務」というモデルに従って記述されている。すなわち、まず公民が一定の権利を有することが示され、その上で国家が当該権利の実現に関して義務を負うことが規定されている。

㈡ 「1975年憲法」・「1978年憲法」：社会権規範の変容

「1954年憲法」は「過渡期」の憲法であり[17]、特定の歴史時期に対応するものため、新たな時代に移行するに伴い、憲法にもその時代に応じた調整が求められることとなった。「1954年憲法」の制定後、「反右派闘争」、「大躍進運動」、「文化大革命」など一連の政治運動を経験し、中国社会は大きな変容を遂げた。その結果、「1954年憲法」の規範的効力は次第に減退し、時代の変化に応じて憲法の修正が不可避となった。「1975年憲法」・「1978年憲法」の改正を経て、最終的に1982年の現行憲法が定型化された。それ以後の憲法修正は「1982年憲法」に基づく修正案という形で実施されている。

1975年に制定された『中華人民共和国憲法』（以下「1975年憲法」という）は「文化大革命」で打ち出された「精兵簡政」[18]の方針に従って改正されたため、条文構成はきわめて簡略であった[19]。内容においては、民主的、政治的権利に関する多くの条文が削除され、また社会権に関する内容も最低限の形で留保された。すなわち、複数の規定が一つに統合され[20]、公民の自由と権利は大きく損なわれたのである[21]。また、当該憲法は社会主義

17） 竹花光範（1991年）・前掲注５）、61頁。

18） 「精兵簡政」とは「人員の精鋭化と行政の簡素化」を指す（竹花光範（1991年）・前掲注５）、67頁）。

19） 竹花光範（1991年）・前掲注５）、67頁。

20） 「1975年憲法」は形式上大幅に条文が削減され、各社会権の条項も第27条２項に統合・圧縮されている。以下のとおりである。

第27条２項 公民は労働の権利を有し、教育を受ける権利を有する。勤労者は休息の権利を有し、老齢、疾病または労働能力喪失の場合には、物質的援助を受ける権利を有する（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、53頁）。

21） 肖蔚雲 他著『憲法学概論（第二版）』（北京大学出版社、2005年１月第２版・2008年１月第５次印刷）86-87頁。

的な憲法であった[22]が、「文化大革命」の後期に公布されたものであるため、社会状況の混乱と条文の不足により、実際にはほとんど機能することがなかった[23]。

1978年に制定された『中華人民共和国憲法』（以下「1978年憲法」という）は、「1975年憲法」に存在した問題を是正しようとするものであった。もっとも、これは「文化大革命」が終わった直後に公布されたため、「文化大革命」に形成された思想的な誤りを全面的に反省するには至っておらず、依然として規範上に不備な点が残されていた。同憲法は、「1954年憲法」の内容および構成に大きく回帰したものの、「団結と建設のための憲法」という性格が強い[24]ため、その改正の重心は国家機構の調整や国家目標の設定に置かれた。これに対して、公民の基本的権利と義務に関する規定の進展は限定的にとどまった。社会権に関しては、形式面では「1954年憲法」のように個別の社会権を列挙する形に回帰し、内容面では引き続き労働権を中心に構成されていた[25]。その上で、修正の焦点は、社会権に

22）肖蔚雲 他著（2008年）・前掲注21）、87頁。

23）同上。

24）竹花光範（1991年）・前掲注５）、83頁。

25）「1978年憲法」における社会権について、具体的な条文は以下のとおりである。

第48条 公民は、労働の権利を有する。国家は、全般的配慮の原則に基づいて、就労の世話をし、生産の発展を土台として逐次に労働報酬を引き上げ、労働保護を強化し、集団的福祉を拡大し、そうして公民がこの権利を享受するのを保証する（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、73頁）。

第49条 勤労者は休息の権利を有する。国家は労働時間と休暇制度を定め、勤労者の休息と休養の物質的条件を逐次に拡充し、そうして勤労者がこの権利を享受するのを保証する（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、73頁）。

第50条 勤労者は、老齢、疾病または労働能力喪失の場合には、物質的援助を受ける権利を有する。国家は社会保険、社会救済、公費医療および協同組合医療等の事業を逐次に発展させ、そうして勤労者がこの権利を享受するのを保証する。

国家は、革命的傷痍軍人、革命烈士の遺族の生活に配慮し、保証する（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、73-74頁）。

第51条 公民は、教育を受ける権利を有する。国家は、各種の類型の学校お

対する国家義務の調整であった。

㈢ 「1982年憲法」：社会権規範の変化と定型

「1978年憲法」の制定後、同年末に開催された党の11期 3 中全会[26]において、中国は改革開放政策[27]を実施する方針を決定した。これにより、新時代における国家の状況および時代的課題に対応するため、「1978年憲法」の全面的な改正が議題に上がることとなった。そして、このような背景のもとで、1982年の「中華人民共和国憲法」（以下「1982年憲法」という）が公布されるに至った。「1982年憲法」は、基本的方向性において、「1954年憲法」の枠組みを維持しつつも、構造および内容の面では一定の変化を遂げていた。とりわけ、社会権に関しては、列挙される権利の種類自体に大きな変更は見られないものの、労働権の中核的地位が相対的に動揺し、「物質的援助を受ける権利」へとその中心が移行する傾向が現れた。また、社会権に関する国家義務も、全体としては弱体化の傾向を示している。

1　制定背景

「1978年憲法」は制定されたものの、その基礎となった路線や方針には誤りがあり[28]、同年末に開催された党の11期 3 中全会において、国家の重点を社会主義現代化建設へと転換し、「改革開放」を推進するという重大な決定がなされた。また、1978年末から1982年にかけて、中国共産党

よびその他の文化教育施設逐次に増加し、教育を普及させ、そうして公民がこの権利を享受するのを保証する。

国家は、青少年の健康な成長に特別に配慮する（土屋英雄（2005年）・前掲注 8 ）、74頁）。

26）「党の11期 3 中全会」は、「中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議」の略称である。この表現の用法については、文正邦 他著・野沢秀樹 訳（1994年）・前掲注 3 ）を参照。

27）「改革開放政策」とは、党の11期 3 中全会を端緒として展開された、一連の対内的改革および対外的開放政策の総称である。

28）許崇徳『中華人民共和国憲法史』（下巻）（福建人民出版社、第 2 版第 2 次印刷、2005年 5 月）322頁。

は各種の演説、文書、会議等[29]を通じて「文化大革命」の誤りを全面的に総括し、正しい指導思想と理論的基盤を確立するに至った。これらの変化は「1982年憲法」の制定に向けた重要な基礎となった。そして、「1982年憲法」の制定は、「世に希に見る全人民による大討論」[30]を経た、立法民主化の重要な具現であり[31]、「共和国の憲法史における今一つの輝かしい模範例となった」[32]と評価される。そのため、「1982年憲法」は今日に至るまで中華人民共和国の基本法として継続しており、以後の改憲はすべてこの憲法を基礎として、憲法修正案を提起する形式で行われている。

2　仕組みと内容の変化

（1）「1982年憲法」は、全体構造において「1954年憲法」の枠組みを概ね維持しているが、唯一の変更点として、「公民の基本的権利と義務」の章が「国家機関」の章よりも前に配置されるようになった。これは、個人の権利・自由と国家権力との関係に対する認識の変化をある程度反映していると考えられる[33]。内容面では、引き続き社会主義路線を堅持し、労働者階級の指導的地位を強調している。社会権に関しては、具体的な条文構成は「1954年憲法」と同様に、労働権、休息権、物質的援助を受ける権利、教育を受ける権利など[34]を含み、これに加えて、国家が定年退職制度を実

29）　これらには、以下のようなものが含まれる。すなわち、1978年12月に開催された第11期 3 中全会、1979年 3 月30日に鄧小平が「党的理論工作務虚会」において行った講話、1980年 8 月18日に中共中央政治局拡大会議で行われた鄧小平の「党和国家指導制度的改革」の講話、1981年 6 月に中国共産党が採択された『関于建国以来党的若干歴史問題的決議』、および1982年 9 月に開催された中国共産党第12回全国代表大会である（許崇徳（2005年）・前掲注28）、346-351頁）。

30）　文正邦 他著・野沢秀樹 訳（1994年）・前掲注 3 ）、196頁。

31）　文正邦 他著・野沢秀樹 訳（1994年）・前掲注 3 ）、198頁。

32）　文正邦 他著・野沢秀樹 訳（1994年）・前掲注 3 ）、200頁。

33）　許崇徳（2005年）・前掲注28）、479頁。

34）「1982年憲法」における社会権について、具体的な条文は以下のとおりである。

第42条 中華人民共和国の公民は、労働の権利と義務を有する。

施することに関する規定[35]が新たに設けられた。さらに、2004年の憲法修正案において、「第二章　公民の基本的権利と義務」には、第33条第３項（「国家は、人権を尊重し、保障する。」[36]）が新設され、「第一章　総綱」には、第14 条第 4 項（「国家は、経済発展の水準に相応した社会保障制度を確立・整備する。」[37]）との社会権に関する規定が追加された。

（2）その上で、内容面において注目すべき点が二つある。第一に、各社会権規定における国家義務の部分において、大幅な修正が加えられた。特に、国家の公民の権利を「保証する」[38]義務が「保障する」義務へと変容したという点が指摘される。「1978年憲法」までの社会権条文において

国家は、各種の方途を通して就労条件を創造し、労働保護を強化し、労働条件を改善し、かつ生産の発展を基礎として、労働報酬と福利待遇を高める。

労働は労働能力を有するすべての国民の光栄ある責務である。国有企業及び都市と農村の集団経済組織の勤労者はいずれも、国家の主人公としての態度で自己の労働にあたらなければならない。国家は、社会主義的労働競争を提唱し、労働模範と先進的活動者を報奨する。国家は、公民が義務労働に従事することを提唱する。

国家は、就労前の公民に対し、必要な就労訓練を行う（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、116-117頁）。

第43条 中華人民共和国の勤労者は、休息の権利を有する。

国家は、勤労者の休息と、休養の施設を拡充し、職員・労働者の就業時間と休暇制度を定める（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、117頁）。

第45条１項 中華人民共和国の公民は、老齢、疾病または労働能力喪失の場合には、国家と社会から物質的援助を受ける権利を有する。国家は、公民がこれらの権利を享受するのに必要な社会保険、社会救済、医療衛生事業を発展させる（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、117頁）。

第46条 中華人民共和国の公民は、教育を受ける権利と義務を有する。

国家は、青年、少年、児童を育成し、品性、知力、体力等の各面での全面的な成長をはかる（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、117頁。）。

35） 第44条 国家は、法律の定めるところにより、企業・事業組織の職員・労働者および国家機関勤務員の定年退職制度を実行する。定年退職者の生活は、国家と社会の保障を受ける（土屋英雄（2005年）・前掲注８）、117頁）。

36） 土屋英雄（2005年）・前掲注８）、115頁。

37） 土屋英雄（2005年）・前掲注８）、111頁。

38） ここでいう「保証する」という表現は、債権法上の「保証」を意味するものではなく、国家が国民に対して与える承諾として理解される。

は、国家義務には一貫して「保証する」という語が用いられた。これは、国家は憲法を通じて、公民に特定の権利を実現することを約束していることを意味する。つまり権利実現という「結果」の保証である。しかし、**「1982年憲法」においては、「保障する」という表現が用いられた。これは、国家が特定の権利の実現を促進するための条件を整備する義務を負うことを意味する。**つまり、**国家の義務が公民権利の実現の確保から公民権利の実現に対する支持、つまり条件の整備に変化した。**

労働権を例に取れば、以前の労働権は「国家が計画的手段を通じて公民に雇用のポストを提供する、あるいは就職先を配分する」という形であったのに対し、「1982年憲法」における労働権は「国家が積極的な財政・経済政策を実施することによって雇用を促進し、あるいは雇用機会を提供する」といった形に変化している[39]。つまり、「1954年憲法」および「1978年憲法」においては、国家の公権力が労働権の実現において支配的な地位を有し、強制的にその実現を図る性質を持っていたのに対し、「1982年憲法」の規定は、より柔軟な措置に基づく支援型の性質を備えるものである[40]。

第二に、具体的な社会権条文には変更がないものの、権利主体の範囲には変化が見られる。とりわけ、物質的援助を受ける権利の主体が、従来の「労働者」から「公民」へと拡張された。すなわち、物質的援助を受ける権利は、労働者が一定の条件下で享受できる権利から、公民が一定の条件下で享受できる権利へと変化した。言い換えれば、「1954年憲法」および「1978年憲法」においては、「公民が労働者となってはじめてほかの権利を享受できるという仕組み」であったのに対し、**「1982年憲法」においては、「労働者」が権利構造の唯一の想定対象ではなくなり、労働権の社会権における中核的地位も揺らぎ始めたといえる。**実際、その後の展開を見ても、「1982年憲法」において社会権の中核が労働権から物質的援助を受ける権利へと移行していると解釈することができる。もっとも、このよう

39）王徳志「論我国憲法労働権的理論構築」『中国法学』2014年 3 号81頁。
40）王徳志（2014年）・前掲注39）、82-83頁。

な変化はあくまでも憲法上の形式的な変化にとどまり、社会の現実や学術研究においては、その変化が相対的に遅れて表れた。この背景には、当時すでに改革開放政策が実施されていたものの、思想界および現実社会においては計画経済の影響をなお完全には脱していなかったという事情がある。他方、初期の学界の研究がソ連の影響を強く受けていたという点も見逃せない。しかし、より重要なのは、憲法の制定が必ずしもその即時的な実現を意味するわけではなく[41]、憲法の規定が現実に反映されるまでには一定の時間を要するという点である。

㈣　小　括

中国憲法制度の基礎を成す「共同綱領」および「1954年憲法」は、マクロな次元において、中国が社会主義の道を歩むという基本的方向性を明示し、憲法の社会主義的性質および労働者階級の指導的地位を確立した。これらの基本要素は、その後の憲法変遷の中でも継続的に維持されてきた。とりわけ、社会権に関しては、その傾向は顕著である。すなわち、一方では、社会権そのものが社会主義の特質を体現する権利であること、他方では、「1978年憲法」まで、労働者を想定主体とし、労働権を中心に据えた社会権の構造が形成されていたことに見ることができる。

加えて、憲法の発展に伴い、社会権に関する国家義務は次第に拡充・細分化されていった。「1982年憲法」においては、条文上、従来の「労働権を中核とした構造」から、「物質的援助を受ける権利等を中核とする構造」への転換の兆しが現れている。しかしながら、そのような形式上の変化は、制度的実践や学術的研究において直ちに反映されたわけではない。その理由には、「労働者階級の指導的地位」という理念の深層的影響、1950年代以降に構築された労働力の計画的配分制度による制度的慣性、そして初期の学術研究がソ連の影響を強く受けていたという事情がある。実際、党の11期 3 中全会および「1982年憲法」の施行以降においても、計画経済体

41）　蒋伝光「当代中国憲政理論与実践的探索和発展――以1949年以来憲法的変遷為視角」『西南師範大学学報（人文社会科学版）』2005年 4 号56頁。

制の理念はなお中国社会に深く根差しており、1992年に社会主義市場経済体制[42]の確立が宣言されるまで、社会権構造の現実的な論理は本格的には変化しなかった。したがって、学術研究が本格的に展開され始めた当初の段階では、依然として労働権を中心とした議論が主流を占めていたのである（詳細は「三章一節 2 項」を参照）。

三　労働ナラティブと労働権地位の動揺

㈠　労働の機能変容：政治的動員から生存支持へ

1　労働からの政治・社会構造

労働権の中核的な地位を理解するためには、まず「労働」という原初的な概念に立ち返り、それに基づいて形成された「労働者」および「労働者階級」という概念の意義を吟味する必要がある。中国共産党は労働者階級の政党であり、新中国の建国以前より、同党が主導した革命運動は、「労働」という現象の描写を通じて「労働者」を統合し、社会的動員を組織して、革命の推進力を生み出してきた[43]。**この意味において、「労働」は社会的区別および階級的分化の手段であり、きわめて政治的な性格（特に、統治の意味である）を帯びている。**

新中国建国以降、「共同綱領」から「1978年憲法」に至るまで、中国が労働者階級の指導と工農同盟[44]を基礎とする社会主義国家であることが一貫して確認されてきた。ここで言う労働者階級および工農同盟とは、実質

42）「社会主義市場経済体制」とは、社会主義の基本制度と結合したうえで、市場が資源配分において決定的な役割を果たしながら、国家によるマクロ的な調整の下で運営される経済体制を指す（『中国大百科全書』第三版網絡版を参照。https://www.zgbk.com/ecph/words?SiteID=1&ID=651572&Type=bkztb&SubID=699）。

43）　王旭「労働、政治承認与国家倫理――対我国『憲法』労働権規範的一種闡釈」『中国法学』2010年 3 号86頁。

44）「工農同盟」とは、中国共産党が提唱した、労働者階級と農民階級との政治的、社会的連携関係を指す概念である。

的には労働者と労働者との連合である[45]。これにより、一方で、労働者階級の利益の重要性は言うまでもなく、当然ながらこれを保障することが優先される。他方で、かかる利益保障を実現するためには、まず「誰が労働者階級に属するのか」という根本的な問いに答える必要がある。このとき、「労働」という概念が決定的な役割を果たすこととなった。すなわち、**国家は「労働」を通じて人民を分類・同定・改造するのである**。具体的には、もともと労働者階級に属する者は、その労働を通じて政治的アイデンティティを維持し、同時に「生計を立てることができた」[46]。他方、労働者階級に属していなかった者は、「労働」を通じて「労働人民の一員」へと改造されることが求められた[47]。こうして、「労働」によって「労働者」としての地位を獲得した者のみが、中国における「国家の主人公」としての資格を得ることができたのである[48]。言い換えれば、「労働」は公民資格の基盤を構成するものであった[49]。このようにして、長期にわたり中国社会において「労働」は重要な政治的意義を有していた。「労働」は労働者階級を識別する手段であると同時に、人民を改造し、国家という政治的共同体を構築するための制度的装置でもあった。極端に言えば、「労働」および「労働人民」は、中国憲法における国家性格を規定する論理的出発点であり、かつ現実的基盤であったとさえ言える[50]。

以上に述べたように、**「労働」は中国社会、中国政治、さらには中国憲法においてきわめて重要な地位を占めていることは明らかである**。このような文脈の中で、統治者にとって、**「労働」を出発点として国家および社会の全体構造を構築しよう**とする動機はきわめて自然なものであった。加えて、新中国成立以降、1970年代から1980年代にかけての計画経済体制

45） 王旭（2010年）・前掲注43）、80頁。
46） 閻天『如山如河：中国労働憲法』（北京大学出版社、第 1 版、2022年 1 月）6 頁。
47） 「改造する」という表現は、中国特有の政治用語であり、単なる社会的な地位の変化を意味するのではなく、労働を通じた政治的・思想的な再教育を意味する。
48） 閻天（2022年）・前掲注46）、178頁。
49） 閻天（2022年）・前掲注46）、210頁。
50） 王旭（2010年）・前掲注43）、76頁。

の下では、国家があらゆる資源を統制していた。このような枠組みは、統治者にとっての「労働」中心の社会構造形成への動機だけでなく、それを実現に移すための現実的能力をも保証するものであった。さらに言えば、**「労働」それ自体が、生存のための基本的手段としての機能を有しており、**個人は労働を通じて自己の生計を維持し、それを集合的次元において展開すれば、集団としての民生の保障の実現にもつながる。これは、統治者にとってきわめて望ましい結果である。したがって、この時期において、中国は各種の労働に関する政策を策定・実施することを通じて、労働の統一的な配置制度を段階的に構築していくこととなった（詳細は後述する）。

2　憲法における生存への先行

（1）しかし、1980年代に入ると、そのような状況は変化を見せ始めた。「1982年憲法」においても、依然として労働者階級の指導的地位は確認されているものの、その前提には以前の憲法とは異なる点が存在する。具体的には、「共同綱領」、「1954年憲法」および「1978年憲法」においては、国家、企業および個人の利益が一致していることが前提として想定されており、労働は政治の安定、経済の発展、ならびに生計の改善を同時に実現する手段として位置づけられていた。これに対し、「1982年憲法」では、国家、企業および個人の利益が分化しはじめ、労働の政治的な目的が後退し、経済的な目的が強調されるようになった。その結果として、経済的な合理性の追求と個々人の生計保障との間に緊張関係が生じることとなった[51]。

すなわち、1978年の改革開放政策の実施以降、中国社会は徐々に変化し始めており、「1982年憲法」は規範のレベルにおいてこの変化を反映している。この変化は、特に以下の三つの点において顕著である。第一に、「1954年憲法」および「1978年憲法」と比較して、「1982年憲法」における労働権の規定では、労働が公民の権利であると同時に義務でもあることが明記されている。これは、公民が自発的に労働を行うべきであり、国家

51）　閻天（2022年）・前掲注46）、137頁。

からの命令や職の提供・配分を待つべきではないという発想の転換を意味している。第二に、**「1982年憲法」における労働権に関する国家義務は、それまでのように労働の「配分」という結果を直接に保証するものから、労働を実現するための「条件整備」を支援する義務へと転換している**。第三に、「物質的援助を受ける権利」の主体が、それまでの「労働者」から「公民」へと拡大され、**その保障機能も、より普遍的かつ最低限度の生存支援へと方向づけられている**。すなわち、国家がすべての個人に労働機会を配分することによって生存を保証することが困難となった時代において、**「失業」などの「生存」問題が憲法上において正面から認識され、労働能力を持たない者も、権利の主体として憲法の中に「登場する」ようになった**。そして、彼らの基本的生存は、国家および社会による包括的な保障の対象とされたのである。

「1982年憲法」におけるそのような文言上の変化は、形式的には、労働の生存手段としての側面、およびその経済目的に奉仕する機能を一層強調し、労働権が個人の基本的権利としての側面を重視し始めたことを示している。しかしながら、この変化は、必ずしも社会現実から直接的に導き出されたものではなく、むしろ**改革の動向に対する予見的な応答であり、制度的な布石**であったと理解する方が妥当であろう。実際、1980年代から1990年代初頭にかけて、中国の計画経済体制は次第に緩み、「改革開放」政策は一部の試行から全国的な展開へと拡大され、中国社会は計画経済から市場経済への移行期に入った。1981年の党の11期 6 中全会における『関于建国以来党的若干歴史問題的決議』によれば、中国は計画経済を実施する一方で、市場調整の補助的役割を認め、「計画経済」と「市場経済」が併存する、いわゆる「二重軌道制（双軌制）」が形成された[52]。

このような背景の下、労働の統一的な配置制度も緩やかに変化し始めたが、過去の包括的な労働統一的な配置政策が制度的慣性として残る一方で、「自主的就業」など新たな方針が打ち出されたことにより、労働力の配置

52） 有林「全面理解鄧小平関於計画和市場問題的論述」『マルクス主義研究』2007年 1 号 6 頁。

にも「二重軌道制」が表れることとなった。たとえば、「統包統配」[53] 制度は、労働力の国家による配分を維持しつつも、あわせて自主的かつ自発的な就業を推奨する形へと変化していった。そして1990年代、特に1992年の鄧小平による「南巡講話」以降、中国は市場経済体制改革の目標を明確に打ち出し、「二重軌道制」は解体され、市場化に対応した労働力配置の需要が高まり、労働制度の改革が全面的に進展することとなった。

（2）このような背景のもと、労働に対する理解も、従来の「政治を重視し、生存を軽視する」方向性から、「政治と生存の双方を重視する」、さらには「生存の側面をより強調する」という方向性へと転換していった。**労働が国家による配分を通じてすべての人にとって安定的な生存手段とはなり得なくなった際に、失業や貧困はもはや「例外的な逸脱」ではなく、制度上容認され、社会的にも可視化された問題として扱われるようになったのである。**このようにして、**「労働」の背後に隠されていた「生存」の問題が顕在化し、「物質的援助を受ける権利」を中核とする生存保障型の社会権構造への転換が、時代の進展に伴う必然的帰結として表れたのである**（詳細は後述する）。

総じていえば、**労働が国家にとっての政治的統治手段であると同時に国民にとっての生計手段**でもあり、労働者階級が社会主義の主人公であると同時に通常の賃金労働者でもあり[54]、労働権が国家の基礎であると同時に個人の基本的権利でもある[55] とするならば、「1982年憲法」以前の時代には、国家はこれらのうち政治的側面をより強調していた。他方で、「1982年憲法」以降、社会現実の変化に伴って、生存保障や個人の権利としての側面が次第に可視化され、重視されるようになったのである。

53）「統包統配」の雇用体制とは、国家が就業ポストの統一的な計画配置を担い、高等教育を修了した学生や都市部の職工などに対して一括して職場を割り当てる制度を指す。ここでは、実質的な意味での労働力市場は存在しない。

54）邵六益「社会主義主人翁的政治塑造（1949-1956）」『開放時代』2020年 5 号82頁。

55）邵六益（2020年）・前掲注54）、95頁。

㈡　労働の中心地位とその動揺

前述のとおり、**中国において労働は常に、政治的手段と生存手段という二重の機能を併せ持ってきた。**「1954年憲法」および「1978年憲法」が制定された時代においては、労働の政治的機能が特に重視され、「労働がなければ……中国憲法は存在しえない」[56] とすら言われるほどであった。そのため、労働は当然のことながら社会権構造の中核をなすものとされていた。このような労働権を中核とする構造は、現実における労働を基盤とする社会構造と補完しあい、相互にその存在を裏づけていたのである。実際のところ、中国は、数多くの労働政策を通じて、都市と農村を分断する二元的な就業制度を形成していた。しかしながら、「1982年憲法」の時代、すなわち改革が段階的に進行する時期においては、労働の基礎的・中心的地位が次第に揺らぎ始め、労働および労働権に対する理解の再構築が必要となってきた。それと同時に、生存および社会保障の問題が徐々に顕在化するようになったのである。

1　都市と農村における労働配置構造の形成・持続

1950年代から1960年代にかけて、計画経済体制の下で労働が一元的に統制・配分された結果、労働力市場は徐々に消滅し、統一的な労働力配分制度が形成され、継続的に維持された。

(1) 都市においては、「単位制」という制度のもと、労働力は国家によって統一的に募集・配属され、「統包統配」と呼ばれる雇用体制が構築された。「単位制」は、新中国成立以前の革命期にその萌芽が見られた制度であり[57]、新中国成立後の一定期間の発展を経て、都市地域における組織制度として定着した。この制度は、「社会的統制、資源の統合および社会的統合を組織的に実現する形式であり、政治的統制、専門的分業、生活

56)　閻天（2022年）・前掲注46)、210頁。

57)　王偉＝武中哲＝成錫軍「国内学術界関于『単位制』的研究綜述」『発展論壇』2001年 3 号61頁。

保障など複数の機能を担っていた」[58]。その典型的な「単位」には、国有企業[59]や政府機関などが含まれる。

この単位制のもと、当時の計画経済体制および一連の労働計画・配置政策とも連動し、都市での労働力は統一的に組織・管理されていたのである。1951年に、政務院[60]は「大学卒業生の就職を政府が分配する」との方針を決定した。すなわち、大学生は高等教育を修了した後、国家の年度ごとの人材需要計画に従って就職先を割り当てられていた[61]。1952年には『中央人民政府政務院関于労働就業問題的決定』が公布され、これを受けて政務院は労働力の統一的な配置を段階的に実施し始めた[62]。1955年には、中国共産党中央が『関于第二次省、市計劃会議総結報告』において、労働部が各企業・事業単位の採用業務を一括して担当することを明確に指示した[63]。1956年に、労働部は『関于年老体衰職工以其子女代替工作問題復軽工業部的函』を発出し、「頂替制度（子女が親の職を引き継ぐ制度）」を確立・普及させた[64]。これは、親が退職[65]・定年した際に、その子どもがそ

58）李路路「『単位制』的変遷与研究」『吉林大学社会科学学報』2013年53巻 1号11頁。

59）「国有企業」とは、国家の中央政府が出資または経営支配に関与する企業を指す。中国においては、地方政府が出資または経営支配に関与する企業も国有企業に含まれる。その実質は、生産手段がすべての国民の共同所有に属する企業である（『中国大百科全書』第三版網絡版を参照。https://www.zgbk.com/ecph/words?SiteID=1&ID=651724&Type=bkztb&SubID=699）。

60）「政務院」とは、「共同綱領」に基づき設置された政権機構であり、1949年から1954年までの期間に運営された。当時の最高国家権力機関である中央人民政府委員会の下に位置する最高行政機関であった。

61）呉雪「『包分配』、終成往事」『新民週刊』2018年27号48-49頁。

62）『中央人民政府政務院関于労働就業問題的決定（1952年）』（https://cn.govopendata.com/renminribao/1952/08/4/1/）

63）呉綺雯「新中国（1949-1978年）計画就業制度演変及績效評価」『中共杭州市委党校学報』2019年 2 号76頁。

64）陳位志「中国共産党発展労働就業事業的歴史探索与基本啓示」『中共山西省委党校学報』2022年45巻 5 号31頁。

65）「退職」とは、病気や非業務災害によって労働能力を喪失したものの、「病気退職」の年齢要件を満たさない場合に、職務からの離脱を求められる制度的

のまま職場に入るという制度である。1957年に、国務院[66]は『関于労働力調剤工作中幾個問題的通知』を通じて、企業が独自に労働者を雇うという柔軟性を最終的に廃止し、採用・雇用の権限をさらに政府の労働部門に集中させた[67]。以上により、中国は次第に、「統包統配」と呼ばれる時代的特色を備えた就業政策を確立した。都市部の雇用には、「統包統配」と「全面就業」という特徴が見られた。

（2）他方、都市における単位制に対応するかたちで、農村においても、農村から都市への労働力の流出を制限するとともに、農業合作化運動[68]および人民公社化運動[69]を推進することで、農村集団経済および農村労働力の組織化が段階的に実現された。「互助組―初級社―高級社―人民公社」という組織形態の変遷を経て、農民は個別耕作から集団経営へと転換し、土地と労働の集中化および一元的な管理が図られた。すなわち、農民の労働も都市部の単位制および「統包統配」に類似した統一的な組織・管理・配分の制度体系に組み込まれたのである。

1951年12月、中国共産党中央は『関于農業生産互助合作的決議（草案）』

措置である。

66）「国務院」とは、「1954年憲法」に基づき設立された正式な国家行政機関の名称である。「1954年憲法」の規定によれば、全国人民代表大会が国家の最高権力機関とされ、国務院は政務院に代わって国家の最高行政機関となった。1954年以降、今日に至るまでこの名称が用いられている。

67）袁志剛＝方穎 著『中国就業制度的変遷』（山西経済出版社、1998年）11頁。

68）「農業合作化」とは、中国共産党の指導の下で、各種の相互扶助や協力の形態を通じて、生産資料の私有制に基づく自営的な農業経済から、生産資料の公有制に基づく協同的な農業経済への移行を推進した変革過程を指す（『中国大百科全書』第三版網絡版を参照。https://www.zgbk.com/ecph/words?SiteID=1&ID=85332&Type=bkzyb&SubID=56489）。

69）「人民公社化運動」とは、農業合作化の基盤の上に、より高次の農村集団経済組織である「人民公社」を設立する運動を指す。人民公社は、当時の基層政権組織の一形態であり、「政社合一」（行政と協同組合の統合）を原則とし、農民の労働と生活の統一を行うほか、行政管理や社会サービス等の機能も担っていた。

を採択し、農民を「臨時互助組、常年互助組[70]、初級農業生産合作社[71]」などの形式を通じて互助合作の道へと誘導する方針を示した[72]。互助組の発展過程で顕在化した矛盾を解決するため、より制度化された形態としての初級農業合作社が出現したのである[73]。その後、1955年の党の 7 期 6 中全会において、『関于農業合作化問題的決議』が採択され、農村合作化の加速的推進段階に入り[74]、全国的に初級社から高級社[75]への移行が進め

70）「臨時互助組」と「常年互助組」は、農業互助組の二つの形態である。いずれも、数戸から十数戸の農民によって構成され、組員の土地や耕畜、農具などの生産資料および農産物は依然として私有のままであり、それぞれが独立して経営を行っていた。その一方で、組員間では労働力や畜力、農具の相互提供といった形での相互提供や協力が行われており、すでに社会主義的性格の萌芽が現れていた。

「臨時互助組」は、農繁期に数戸の農民が一時的に結成し、労働の相互援助を行った後、農繁期の終了とともに自然解消される形式である。これに対して、「常年互助組」は農業生産における相互扶助組織としてより発展した形態であり、七～八戸または十数戸で構成されることが多い。年間を通じて主要な農事活動における相互提供や協力を行うのみならず、副業的な工業生産や小規模な水利建設においても協力が見られ、簡単な生産計画や第一歩的な分業体制を備えていた。中には少量ながら共同財産を有する例もあり、臨時互助組に比して、より多くの社会主義的要素を包含していた（『中国大百科全書』第三版網絡版を参照。https://www.zgbk.com/ecph/words?SiteID=1&ID=85333&Type=bkzyb&SubID=56490）。

71）「初級農業生産合作社」（略称「初級社」）は、中国共産党と人民政府の指導および支援のもと、農民が自発的かつ互恵的な原則に基づいて組織した、農村協同経済組織の初期の段階である。初級社の主な特徴としては、土地の出資による経営の共同化、経営活動の統一運営、そして労働成果の統一的分配が挙げられる（『中国大百科全書』第三版網絡版を参照。https://www.zgbk.com/ecph/words?SiteID=1&ID=651226&Type=bkztb&SubID=699）。

72）国家農業委員会弁公庁 編『農業集団化重要文件彙編（1949-1957）』上冊（中共中央党校出版社、第 1 版、1982年）37-39頁。

73）馬暁河「中国農村50年:農業集体化道路与制度変遷」『当代中国史研究』1999年Z1号72頁。

74）『社論：完満地実現党的七届六中全会的決議』『人民日報』（1955年10月12日）（https://cpc.people.com.cn/GB/64162/64168/64559/4442119.html）

75）「高級社（高級農業生産合作社の略称）」は、労働力・土地・耕畜・農具などの生産手段を、通常、生産隊に固定的に提供する運営形態である。高級社に

られた。農業合作化が一段落した直後の1958年 8 月、党中央政治局は『関于在農村建立人民公社問題的決議』[76] を採択し、高級合作社から人民公社への転換が本格的に始まった。これらの制度的措置により、農村部においては基本的に農業の集団化が達成された。このような農業集団化は、ソ連モデルの影響を受けており、その主たる動機は国家による重工業化の推進にあった[77] が、いずれにしても、その過程および結果において、農村の労働力と農民の生活・生産が一元的に組織・管理される体制が実現されたのである。

これに加え、1956年に国務院が公布した『関于防止農村人口盲目外流的指示』によって、都市と農村との間の人口移動がさらに厳しく制限された。1958年 1 月には『中華人民共和国戸籍登記条例』が施行され、都市と農村を区別する二元的な戸籍制度が正式に確立された。これを契機として、農村労働力の都市流入が厳格に制限され[78]、都市と農村の労働および生活はそれぞれ異なる制度的軌道に「配置」されることとなった。すなわち、「都市・農村が分断された二元的な就業制度が正式に構築された」[79] のである。

（3）要するに、**都市部には「国家――単位――職員」という構造が、農村部には「国家――公社――社員」という構造が形成され、労働力市場は次第に消滅し**[80]**、全国的な労働力の計画的かつ統一的な配置が一定程度実現された**[81]。その後も計画経済体制の影響のもと、このような制度構造は

参加する農民の土地は集団所有とされ、経営は統一され、労働と成果の分配も統一的に行われる（『中国大百科全書』第三版網絡版を参照。https://www.zgbk.com/ecph/words?SiteID=1&ID=553402&Type=bkzyb&SubID=95518）。

76） 当代中国農業合作化編集室＝黄道霞 他 編『建国以来農業合作化史料匯編』（中共党史出版社、第 1 版、1992年 3 月）494頁。

77） 梅徳平 著『中国農村微観経済組織変遷研究（1949-1985）――湖北省為中心的個案分析』（中国社会科学出版社、2004年10月）62頁。

78） 袁志剛＝方穎 著（1998年）・前掲注67）、74頁。

79） 呉綺雯（2019年）・前掲注63）、76頁。

80） 同上。

81） 制度設計上は、都市と農村における労働ポストは国家によって一元的に配置され、それに応じて、労働力も国家主導で統一的に調整されることが想定さ

1970年代末まで持続し、ようやく「改革開放」の開始を契機として転換が始まることとなった。

2　労働配置制度の弛緩・労働力市場の回復

（1）1980年代から1990年代にかけて、改革開放政策の推進とともに、中国は計画経済と市場経済が併存する「二重軌道制」の段階に入った。1978年の党の11期 3 中全会以降、中国の国家発展重心は経済建設へと転換し、改革開放という新たな政策の実施を決定した[82]。これを契機に、従来の計画経済体制に緩みの兆しが見え始めた。その後、改革開放は試験的導入から全面的展開へと段階的に進められた。1980年には深圳・珠海・汕頭・厦門の 4 都市が経済特区として指定され、対外開放は実質的な一歩を踏み出した。さらに1984年には、経済特区のほかに対外開放の対象都市が14の沿海都市にまで拡大され、改革開放は一層加速した。

この過程において、中国は計画経済体制を維持しつつ、市場経済の要素を導入することで経済活力を喚起しようとした。1981年の『関于建国以来党的若干歴史問題的決議』では、「公有制を基礎としつつ、計画経済を実施し、市場による調整機能を補助的に発揮させる」[83] ことが明言され、計画経済下における商品経済の存在が一定程度認められた。さらに1984年の『中共中央関于経済体制改革的決定』では、計画経済と商品経済との二項対立的な理解を克服し、「計画的商品経済」の実施が提起されるこ

れていた。しかし、こうした制度は実際の運用においては全面的な実現が困難であった。たとえば、農村では、農業ポストが飽和した後、余剰労働力の一部は軍に参加し、一部は工場や鉱山、基礎建設隊への就業を試みた。一方、都市においては、国家の分配によって就職した大学卒業生や、親の職場を引き継ぐかたちで配置された者を除き、多くの者はより下位の単位での就業を余儀なくされ、あるいは動員・配置の対象として農村での労働に従事させられることもあった。

82）『中共十一届三中全会（1978年）』（https://www.gov.cn/test/2009-10/13/content_1437675.htm）

83）『関于建国以来党的若干歴史問題的決議（1981年）』（https://www.gov.cn/test/2008-06/23/content_1024934.htm）

と[84]によって、中国の経済体制における「二重軌道制」構造が確立されたのである。

（2）このような背景の下で、各種資源の配分も「二重軌道制」的な様相を呈し、労働力の配分も例外ではなかった。農村部では、家庭聯産承包責任制[85]の改革が進められ、1984年には人民公社制度が最終的に解体されたこと[86]で、農村の労働力は一定程度の解放を得ることとなった。一方、都市部では国有企業改革[87]が段階的に進展していた。その最初の目標は採用の自主権および柔軟な賃金制度の獲得であった[88]ため、労働制度の改革が急務となった。1980年には「全国労働工作会議」が北京で開催され、「三結合」の就業方針の実施が決定された。「三結合」とは、「労働部門による職業紹介、自発的に組織することによる就業、および自ら就業を図ること」を結合させるという方針である[89]。この方針は、「統包統配」型の一元的な雇用制度を打破するための重要な試みと位置づけられた[90]。1989年になると、中央政府は「双向選択」政策、すなわち「卒業生による自主的な職業選択と、用人単位（雇用側）による優秀人材の選抜採用」を打ち出し[91]、これにより大学卒業生のための雇用市場が徐々に形成されていっ

84）『中共中央関于経済体制改革的決定（1984年）』（https://www.gov.cn/test/2008-06/26/content_1028140.htm）

85）農家が家庭で土地などの生産資料および生産任務を集団組織から請け負うという形で実施されたのが、家庭聯産承包責任制である。この制度の導入により、農民の労働は「集団に対する責任」から「家庭に対する責任」へと転換されることとなった。

86）馬暁河（1999年）・前掲注73）、82頁。

87）「国有企業改革」とは、国有企業が、計画経済から市場経済への転換に適応し、自らの生存と発展の必要に応えるために行った管理体制および経営メカニズムの改革を指す（『中国大百科全書』第三版網絡版を参照。https://www.zgbk.com/ecph/words?SiteID=1&ID=369522&Type=bkztb&SubID=192）。

88）袁志剛＝方穎 著（1998年）・前掲注67）、156頁。

89）『中共中央関于転発全国労働就業会議文件的通知（1980年）』（http://www.reformdata.org/1980/0817/6723.shtml）

90）陳位志（2022年）・前掲注64）、32頁。

91）呉要武「70年来中国的労働力市場」『中国経済史研究』2020年 4 号36頁。

た。これらの政策的変化を契機として、労働力市場は次第に回復し、一定の発展を遂げたのである。

3　失業の顕在化・生存問題の浮上・労働の動揺

（1）実際には、1990年代以前においてすでに、労働力統一的な配分制度の下で、農村部における過剰労働力の「潜在的失業」[92]問題や、都市部における計画による「全面就業」[93]の困難という状況が存在していた。経済体制の二重軌道制の時期には、労働体制の揺らぎを背景に、こうした都市と農村の失業問題が一層顕在化することとなった[94]。1990年代以降、特に1992年の、鄧小平による「南巡講話」および同年に開催された中国共産党第14回全国代表大会以降、社会主義市場経済体制の改革目標が正式に確立された。全面的な市場化改革の進展に伴い、あらゆる分野においてより深層的な制度調整が求められるようになり、国有企業改革や労働力市場改革もその例外ではなかった。

この時期における国有企業改革の主たる目標は、「現代企業制度」[95]の

92）　都市への農村余剰労働力の流入を厳しく制限する政策的背景の下、農村地域には多くの「潜在的失業者」が存在していた（袁志剛＝方穎 著（1998年）・前掲注67）、4頁）。

　また、国有企業においても、計画経済体制によって配置されたものの、実際には企業経営にとって不可欠ではない「余剰職員」たちもまた、実質的には「潜在的失業」状態に置かれていた（以下を参照。袁志剛＝方穎 著（1998年）・前掲注67）、152頁）。

　これらの「潜在的失業」は、経済体制が「経済合理性」に基づく運営へと転換される過程で、その失業状態が徐々に顕在化・現実化し、「隠された就業」から「公然たる失業」へと移行していくこととなった。

93）「全面就業（十分な雇用）」は、社会主義国家における制度設計上の目標であり、またその体制的特徴として位置づけられた（以下を参照。袁志剛＝方穎 著（1998年）・前掲注67）、116頁）。

94）　袁志剛＝方穎 著（1998年）・前掲注67）、146頁。

95）　1993年、第14期 3 中全会において採択された『中共中央関于建立社会主義市場経済体制若干問題的決定』は、「現代企業制度」を「所有権の明確化、権限と責任の明確化、政企分離、科学的管理」として要約した（以下を参照。『中共中央関于建立社会主義市場経済体制若干問題的決定（1993年）』（https://www.

構築であった。計画経済時代において過剰に配置された労働力の問題が、合理化の過程において表面化することは必然であり、1993年から2001年にかけて「リストラ（下崗）」の波が不可避的に生じたことで、失業問題はいっそう深刻化した。同時に、労働改革は主として労働力市場の育成と発展を目指す方向で展開され、就業の市場化改革が加速した[96]。労働力市場が徐々に自由化されるにつれて、労働者は一方で労働の自由を享受するようになったが、他方で失業、労使対立、労働条件の格差といった問題も次第に顕在化するようになった。

（2）これらの現実的問題は、労働および労働関係に対する新たな理解を内在的に要求するものであった。例えば、1994年に制定された『中華人民共和国労働法』は、労働の法的関係に対する制度による対応の一例である。他方で、**従来の「労働」という概念のもとに覆い隠されていた、失業問題を代表とする生存および社会保障の問題が表面化し、注目されるべき新たな課題として、また新たなナラティブの重要な内容として浮上するようになった**。計画経済の時代においては、一般に労働者は生産手段の主人として、生産手段と直接結びつくことができると認識されていた。それゆえに「全面就業」は社会主義の特徴であり[97]、社会主義には失業は存在しないと理解されていた。しかし、経済体制が二重軌道制へと移行するに伴い、失業問題が顕在化するという帰結は不可避であった。そして、市場経済の時代、すなわち社会の転換期においては、「リストラ（下崗）」・「農民工」・「失業」といった現象の背後にある生存および社会保障の問題が次第に注目を集めた。

㈢　労働権を中心とした理解とその動揺

1　中心としての労働権

このような背景の下、労働および労働関係を再検討することは必然で

---

pkulaw.com/chl/4cbd93d7254ee66fbdfb.html?way=textSlc）。

96）陳位志（2022年）・前掲注64）、32頁。

97）袁志剛＝方穎 著（1998年）・前掲注67）、147頁。

あった。加えて、「1982年憲法」が制定された後の時期においては、新憲法の公布、思想解放の進展、さらには改革開放による社会転換が進行しつつあり、これらの要素が相まって、学術的議論の展開に統一的な学問の基盤と可能性を与えた[98]。そのため、この時期には、労働および労働権を中心とした学術的議論が数多く展開されることとなった。もっとも、「1982年憲法」の制定前後において中国は改革開放の時代に突入したとはいえ、労働に対する認識は、長年にわたる社会政策および制度的実践の影響を強く受けていた。さらに、ソ連の学術的影響も1980～1990年代にかけてなお中国の学界に残っていた[99]。そのため、1980年代の中国における学術研究の本格的な展開においても、依然として労働権を中心とする構図が色濃く反映されていたのである。

1980年代、多くの学者の間では[100]、労働権が公民の基本権であり、かつあらゆる民主・自由権の基礎、また生存の根幹をなすという共通理解が存在していた[101]。また、教育を受ける権利、休息の権利、物質的援助を受ける権利などの権利は労働権を保証する機能を果たすと考えられていた[102]。加えて、労働権は、公民が享有する各種権利の核心と位置づけられていた[103]。他の権利、例えば休息権や生活保障権・物質的援助を受ける権利は、労働権の延長線にあり、その目的は労働者の心身の健康を維持

98）　1980年代以前に学術的研究が存在しなかったというわけではない。筆者の文献調査によれば、1980年代以前にも散発的な研究は確認される。ただし、学術研究が本格的に展開されるようになったのは、やはり1980年代以降である。

99）　劉春萍「蘇聯憲法学説対中国憲法学説的影響」『北方法学』2012年 6 巻 4 号33頁。

100）　1980年代以前の文献を引用する理由は、本稿で扱う「多くの学者の間では……」が1980年代という時期に初めて現れたものではなく、すでにその時期に広く受け入れられていたものだからである。したがって、本稿で引用した関懐の見解は1959年に発表されたものであるが、その内容は1980年代の学界においても共有されている考え方の一つにあたる。

101）　関懐「論我国公民的労働権」『法学研究』1959年 4 号 1 頁。

102）　関懐（1959年）・前掲注101）、 7 頁。

103）　汪茂勤「労働権浅探」『中国労働科学』1988年 2 号36頁。

し、その資質および労働効率を向上させること[104]で、労働権の実現を確保する点にあった[105]。さらに、教育を受ける権利は、国家による社会的労働力への知的投資[106]として位置づけられ、労働予備軍の育成を目的とするものであった。すなわち、これらの権利はそれ自体独立した権利として存在しつつも、それぞれ異なる側面から労働権の実現を支える機能を果たしていたと言える[107]。特に社会主義国家では、労働者階級が指導的地位にあるという位置づけから、国家の第一義的任務は労働者の利益と権利を配慮することである[108]。言い換えれば、当時の社会経済的権利は、まさに「労働権」を中心に構築されていたのである。

2　労働権中心の動揺

しかしながら、このような状況は長くは続かなかった。1992年の鄧小平による「南巡講話」を契機として、中国の市場経済化が加速した。これにより、計画経済体制に基づいて構築された労働と労働権に対する理解は、ある程度の再定義を余儀なくされた。具体的には、労働力市場化が進み、新たな労働関係が形成される中で、失業問題が顕在化し、労働が基本的な生存手段であるとの捉え方が動揺することとなった。このような背景を踏まえて、労働権の理解も再構築されるに至った。

こうした背景の下で、憲法における労働権はあくまでも「平等な就業権および自主的な職業の選択権」である以上、国家による労働力の統一的な分配は労働権に対する誤解であり、国家が果たすべき役割は労働条件の創出と経済的保障の提供であると考えられるようになった[109]。その上で、就労および労使関係に対する理解も変化した。とりわけ、「統包統配」型

104）　業大総校憲法教研組「論憲法対公民経済権的保障」『法律適用』1994年 4 号37-39頁。

105）　蓉蓉「蘇聯人民社会・経済権利的発展」『今日蘇聯東欧』1984年 4 号30頁。

106）　蓉蓉（1984年）・前掲注105）、31頁。

107）　汪茂勤（1988年）・前掲注103）、37頁。

108）　Б. A.スタロドゥボフスキー＝正英「社会主義国家公民的権利和義務」『環球法律評論』1981年 4 号 2 頁。

109）　沈同仙「労働権探析」『法学』1997年 8 号33頁。

の雇用制度を打破するために、新たな労働関係の構築も求められるようになった[110]。つまり、このような改革の背景事情を踏まえて、従来の高度に集中・統一された管理体制から、国家が最低限の内容を定める上で必要とされる労働関係の当事者間の平等な協議を尊重する方向へと転換し[111]、新たな労働に関する法制の構築が求められるようになった。例えば、1994年に制定された『中華人民共和国労働法』において、労働合同制度（つまり、労働契約制度）が正式に確立された。また、一連の「再就業」支援策や社会保障制度の整備などが進められた。

そのほか、国際的な要因も「労働」や「労働権」の変化に影響を及ぼしたと思われる。1971年に中国は国際労働機関（ILO）への再加盟[112]を果たし、1983年には正式な活動を再開したことで、中国は労働に関する国際基準の影響を受けるようになった。例えば、一連の労働に関する国際条約を批准し[113]、憲法を根拠とした中国国内における労働立法[114]もそれらの国際条約の基準を達成する形で整備が進められた[115]。さらに、1997年

110）『中国的労働和社会保障状況（2002）』（https://www.gov.cn/zhengce/2005-05/26/content_2615721.htm）

111）董保華「試論我国労働立法思路的転変」『中国労働科学』1990年 9 号 9 頁。

112）中国は1983年に、ILOに再加盟（1971年）してから初めて、「政府―労働者―使用者」という三者構成による代表をILO総会に送りこんでいる（以下を参照。石井知章「中国における労使関係の展開」大原社会問題研究所雑誌514号（2001年）37頁）。

113）『中国同国際労働機関関係』（https://www.fmprc.gov.cn/web/gjhdq_676201/gjhdqzz_681964/lhg_681966/zghgzz_681970/201505/t20150525_9380041.shtml）

114）当時の議論において、中国の労働立法は何を根拠とすべきかという点が争点となっていた。その中で、「憲法を労働法の基本原則の根拠とすること」は一つの大前提としての地位を得ており、広く認められていた（以下を参照。凌相権「関于我国労働法的基本原則」『武漢大学学報（社会科学版）』1984年 2 号27頁）。

115）1983年に新中国がILOの活動への参加を再開したのち、政府は1984年に旧中国政府が批准していた14の国際労働条約を承認し、さらに1984年および1990年には新たに三つの条約を批准した。こうした経緯を踏まえると、新中国の労働立法が多数の国際労働条約の要請に適合しているか、その立法目的が国際的な基準と整合しているかどうかは、検討すべき論点である（以下を参照。

に『社会権規約』に署名し、2001年には世界貿易機関に加盟したことにより、中国の労働権や社会権に対する国際的な注目が高まった。中国における労働権に対する理解や法制度などの変化もこれらの国際的な要素の影響を受けたと考えられる。

㈣　小　括

以上から明らかとなるのは、新中国の成立から1980年代以前に至るまで、計画経済体制の下において、「労働」は国家のナラティブであったという点である。国家は上から下へと「労働」を用いて統治の正当性を維持し、「労働」は政治・社会構造を構築する機能を担っていた。民衆は下から上へと国家による労働の配置に従うことで生存を維持していた。

しかしながら、計画経済体制の改革の進展に伴い、この構造には次第に変化が生じた。二重軌道制の時期（1980年代から1990年代にかけて）に入ると、社会構造の中核かつ基礎としての「労働」、特にその地位の動揺が生じ、市場経済期においてその中心的な地位はさらに揺らぐこととなった。深刻化した失業問題を背景として、労働と生存との密接な結びつきが断絶し、代わって、市場による資源配分および社会保障に基づく生存の保障に関する制度の再構築が求められるようになったのである。

こうした変化は、労働および労働権の中核の位置付けを揺るがすにとどまらず、社会権の内部構造の再編を促すこととなった。そして、この再構成の過程は、国家のナラティブの重心が「労働」から「生存」へと徐々に移行していったことに由来する。1990年代に入ると、「生存権」という概念が提起され、このような歴史的転換の始まりを明示的に告げることとなった（詳細は後述する）。

本稿では、以上の変化過程を理解し、「労働→生存」という構造的転換との接続を明確にするため、以下の表においてこれを概括的に整理する。

史探径「論労働立法与人権保障」『法学研究』1991年 5 号10頁）。

表 1

時代	憲法	経済体制	労働	労働力市場	学術研究
1950s～1960s	1954年憲法	計画経済体制	労働配置制度の形成・確立	有→無	無
1960s～1970s		計画経済体制	労働配置制度の持続	無	無
1970s～1980s	1975年憲法 1978年憲法	計画経済体制	労働配置制度の持続	無	無
1980s～1990s	1982年憲法	二重軌道制	労働の二重軌道制	無→有	有：労働権を中心
1990s～		社会主義市場経済	労働の市場化	有	有：労働権中心の動揺

出所：筆者作成。

馬　東毓（マ　ドンユ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　北京大学法学院修士課程
専攻領域　憲法